

政策所管部局	官房訟務部門	評価実施主体	官房訟務部門
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標	国の債権（租税債権を含む）又は債務に関する争訟を適正に処理する。	指 標 認容額率（判決による認容額 / 国が有する債権の請求額）
	達成目標	国が有する債権を適正に確保する。	
基本的考え方	<p>国の債権に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を旨として、裁判所の訴訟手続を通じて国が債務者に対して有する債権を適正に確保することにある。その目標を達成するため、同訴訟の事実関係の的確な把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られる適切な主張立証に努める。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訴訟手続により国が債務者に対して有する債権をどの程度確保できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、国が債務者に対して有する債権を適正に確保しようとする事案において、権利関係がふくそうしていたり、事実関係を明らかにする証拠が乏しいなど、事案として複雑困難で十分な主張立証活動ができないときには、訴訟手続による国の債権の確保が難しくなる場合もあり得る。訟務組織は、事実関係の把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解が得られるよう主張立証に努めるが、一方当事者の立場でする事実の把握には自ずと限界があり、また、裁判所が、訟務組織と異なる法解釈を採用する可能性や事実認定等における裁判所の心証形成によっては、訟務組織の主張・立証について裁判所の理解が得られないこともあり、これらの事案の性質や裁判所の判断といったものは、訟務組織において統制できないものである。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 認容額率（判決による認容額 / 国が有する債権の請求額）を、例年の数値と比較することとした。</p> <p>なお、具体的な数値目標を示すことは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響下にあることから困難である。</p> <p>訟務組織が処理し、平成13年度中に判決の言渡しがあった事件のうち、国の債権に関する訴訟（国が債務者に対して金銭の支払を求めた事件）について、認容額率により判断した。</p>		

	<p>測定のためのデータは、約100件を無作為抽出した。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努めた。</p> <p>4 評価</p> <p>平成13年度においては、認容額率は99.4パーセントであった。今回が最初の測定であり、比較すべきデータがないが、国が有する債権の請求額は、判決によって、おおむね確保された。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>引き続き、各事件の処理に当たって、十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努める。また、これらをもって事件処理の適正化に努める。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>特になし。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	官房訟務部門	評価実施主体	官房訟務部門
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標	国の債権（租税債権を含む）又は債務に関する争訟を適正に処理する。	指 標 認容率（国民の共通財産を回復（確保）した判決の数 / 国民の共通財産に係る訴訟の数）
	達成目標	国民の共通財産を適正に回復（確保）する。	
基本的考え方	国民の共通財産に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を旨として、裁判所の訴訟手続を通じて国民の共通財産を適正に回復（確保）することにある。その目標を達成するため、事実関係の把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られる適切な主張立証に努める。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	訴訟手続により国民の共通財産をどの程度回復（確保）できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、国民の共通財産を回復（確保）しようとする事案において、権利関係がふくそうしていたり、事実関係を明らかにする証拠が乏しいなど、事案として複雑困難で十分な主張立証活動ができないときには、国民の共通財産の回復（確保）が難しくなる場合もあり得る。訟務組織は、事実関係の把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解が得られるよう主張立証に努めるが、一方当事者の立場でする事実の把握には自ずと限界があり、また、裁判所が、訟務組織と異なる法解釈を採用する可能性や事実認定等における裁判所の心証形成によっては、訟務組織の主張・立証について裁判所の理解が得られないこともあり、これらの事案の性質や裁判所の判断といったものは、訟務組織において統制できないものである。		
見直しの有無	1 目標自体の見直しの有無 なし。 2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。		
評価結果	1 測定時期 平成14年3月31日 2 評価方法 認容率（国民の共通財産を回復（確保）した判決の数 / 国民の共通財産に係る訴訟の数）を、例年の数値と比較することとした。 なお、具体的な数値目標を示すことは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響下にあることから困難である。 訟務組織が処理し、平成13年度中に判決の言渡しがあった事件のうち、国民の共通財産に係る訴訟（国民の共通財産である国有地を不法占拠している者に対して明渡しを求めた事件等）について、認容率により判断した。 測定のためのデータは、約160件を無作為抽出した。		

	<p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、事実関係の把握のため、調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努めた。</p> <p>4 評価</p> <p>平成13年度においては、認容率は93.8パーセントであった。今回が最初の測定であり、比較すべきデータがないが、国民の共通財産は、判決で、おおむね回復（確保）された。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>引き続き、各事件の処理に当たって、十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努める。また、これらをもって事件処理の適正化に努める。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>特になし。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	官房訟務部門	評価実施主体	官房訟務部門
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標	国の債権（租税債権を含む）又は債務に関する争訟を適正に処理する。	指 標 縮減率（ $1 - (\text{国の債務の判決による認容額} / \text{国の債務に関する判決に係る訴えの請求額})$ ）
	達成目標	国の債務を適正額に縮減する。	
基本的考え方	<p>国の債務に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を旨として、裁判所の訴訟手続を通じて国の債務を適正額に縮減することにある。その目標を達成するため、事実関係の的確な把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られる適切な主張立証に努める。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	<p>訴訟手続により国の債務を適正額に縮減できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、国の債務を適正額に縮減しようとする事案については、既に発生した事実関係に基づき国に対し債務の負担を求めるものであるが、事実関係を明らかにする証拠が乏しいなど、十分な主張立証活動ができないときには、国の債務の適正な縮減が難しくなる場合もあり得る。訟務組織は、事実関係の把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解が得られる適切な主張立証に努めるが、一方当事者の立場でする事実の把握には自ずと限界があり、また、裁判所が、訟務組織と異なる法解釈を採用する可能性や事実認定等における裁判所の心証形成によっては、訟務組織の主張・立証について裁判所の理解が得られないこともある。また、証拠調べの結果、減額を相当としない事案もあり得る。これらの事案の性質や裁判所の判断といったものは、訟務組織において統制できないものである。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 縮減率（$1 - (\text{国の債務の判決による認容額} / \text{国の債務に関する判決に係る訴えの請求額})$）を、例年の数値と比較することとした。</p> <p>なお、具体的な数値目標を示すことは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響下にあることから困難である。</p> <p>訟務組織が処理し、平成13年度中に判決の言渡しがあった事件のうち、国の債務に関する訴訟（国の債務の適正な縮減を求めた事件）について、縮減率により判断した。測定のためのデータは、約300件を無作為抽出した。</p>		

	<p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努めた。</p> <p>4 評価</p> <p>平成13年度においては、縮減率は84.5パーセントであった。今回が最初の測定であり、比較すべきデータがないが、国の債務に関する訴えによる請求額は、判決により、かなり縮減された。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>引き続き、各事件の処理に当たって、十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努める。また、これらをもって事件処理の適正化に努める。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>特になし。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	官房訟務部門	評価実施主体	官房訟務部門
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標	争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。	指 標 認容率（1 - (租税の賦課処分の取消判決の数 / 租税の賦課処分取消請求訴訟の数)）
	達成目標	租税の賦課処分の適法性を確保する。	
基本的考え方	<p>租税の賦課処分に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を旨として、裁判所の訴訟手続を通じて租税の賦課処分の適法性を確保することにある。その目標を達成するため、事実関係の的確な把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られる適切な主張立証に努める。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訴訟手続により租税の賦課処分の適法性をどの程度確保できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、租税の賦課処分の適法性を確保すべき事案において、処分の前提となる事実関係についての証拠が乏しいなど、十分な主張立証活動ができないときには、租税の賦課処分の適法性の確保が難しくなる場合もあり得る。訟務組織は、事実関係の把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られるよう主張立証に努めるが、一方当事者の立場である事実の把握には自ずと限界があり、また、裁判所が、訟務組織と異なる法解釈を採用する可能性や事実認定等における裁判所の心証形成によっては、訟務組織の主張・立証について裁判所の理解が得られないこともある。また、処分が違法と認められる可能性のある場合もあり得る。これらの事案の性質や裁判所の判断といったものは、訟務組織において統制できないものである。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 認容率（1 - (租税の賦課処分の取消判決の数 / 租税の賦課処分取消請求訴訟の数)）を、例年の数値と比較することとした。 なお、具体的な数値目標を示すことは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響下にあることから困難である。 訟務組織が処理し、平成13年度中に判決の言渡しがあった事件のうち、租税の賦課処分の取消しを求める訴訟について、認容率により判断した。 測定のためのデータは、約210件を無作為抽出した。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p>		

	<p>訟務組織は、各事件の処理に当たって、事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努めた。</p> <p>4 評価</p> <p>平成13年度においては、認容率は95.3パーセントであった。今回が最初の測定であり、比較すべきデータがないが、租税の賦課処分の適法性は、判決によって、おおむね確保された。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>引き続き、各事件の処理に当たって、十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努める。また、これらをもって事件処理の適正化に努める。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>特になし。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	官房訟務部門	評価実施主体	官房訟務部門
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標	争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。	指 標 認容率（1 - （開示（不開示）決定処分 of 取消判決の数 / 情報公開訴訟の数））
	達成目標	情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性を確保する。	
基本的考え方	<p>情報公開訴訟に関する争訟についての訟務組織の活動は、同争訟の適正な処理を旨として、裁判所の訴訟手続を通じて行政庁の開示（不開示）決定の適法性を確保することにある。その目標を達成するため、事実関係の的確な把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られる適切な主張立証に努める。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>訴訟手続により行政庁の開示（不開示）決定の適法性をどの程度確保できるかは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性を確保すべき事案において、処分の前提となる事実関係についての証拠が乏しいなど、十分な主張立証活動ができないときには、情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性の確保が難しくなる場合もあり得る。訟務組織は、事実関係の把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得られるよう主張立証に努めるが、一方当事者の立場である事実の把握には自ずと限界があり、また、裁判所が、訟務組織と異なる法解釈を採用する可能性や事実認定等における裁判所の心証形成によっては、訟務組織の主張・立証について裁判所の理解が得られないこともある。また、処分が違法と認められる可能性のある場合もあり得る。これらの事案の性質や裁判所の判断といったものは、訟務組織において統制できないものである。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 認容率（1 - （開示（不開示）決定処分 of 取消判決の数 / 情報公開訴訟の数））を、例年の数値と比較することとした。 なお、具体的な数値目標を示すことは、個々の事案の性質や、裁判所の判断といった外部要因の多大な影響下にあることから困難である。 訟務組織が処理し、平成13年度中に判決の言渡しがあった事件のうち、開示（不開示）決定の取消しを求める訴訟について、認容率により判断した。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 訟務組織は、各事件の処理に当たって、事実関係の把握のための調査や打合せなどを</p>		

	<p>行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努めた。</p> <p>4 評価</p> <p>平成13年度においては、認容率は50パーセントであった。いわゆる情報公開法が施行されて1年目であったため、情報公開訴訟で判決が出されたものが少なく、比較すべきデータもない。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>引き続き、各事件の処理に当たって、十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努める。また、これらをもって事件処理の適正化に努める。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>特になし。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	官房訟務部門	評価実施主体	官房訟務部門	
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理			
目 標	基本目標	訟務事務処理体制を充実強化する。	指 標	終了した本訴事件（第一審）の処理期間の平均値
	達成目標	事件処理を迅速化する。		
基本的考え方	<p>訴訟における迅速な審理の要請に応じて、訟務組織としても、事件処理を迅速化することを目標として訴訟活動を進めているところである。その活動内容は、目標達成のため、事実関係の的確な把握、判例学説の調査研究を行い、裁判所の理解を得やすい適切な主張立証に努め、もって事件処理の迅速化に努める。</p>			
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	<p>事件処理をどの程度迅速化することができるかは、個々の事案の性質や、相手方の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮といった外部要因に多大な影響を受ける。すなわち、個々の事案が複雑困難なものであれば、事前の準備や裁判所における審理に時間を要することになり、また、相手方の訴訟活動のありよう、裁判所の訴訟指揮によって準備活動や法廷対応等も影響を受けるものであるから、一方当事者である訟務組織の訴訟活動のみでは事件処理の迅速化が難しくなる場合がある。これらの事案の性質や裁判所の訴訟指揮といったものは、訟務組織において統制できないものである。</p>			
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>			
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 終了した本訴事件（第一審）の処理期間の平均値を、例年の数値と比較することとした。 なお、具体的な数値目標を示すことは、個々の事案の性質や、相手方の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮といった外部要因の多大な影響下にあることから困難である。 訟務組織が処理し、平成13年度中に終了した本訴事件のうち、第一審について、処理期間の平均値を求めた。 測定のためのデータは、約300件を無作為抽出して測定した。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 訟務組織は、各事件の処理に当たって、事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努め、もって事件処理の迅速化に努めた。</p> <p>4 評価</p>			

	平成13年度においては、処理期間の平均値は1028.7日であった。ただし、今回が最初の測定であり、比較すべきデータがない。
評価結果に基づく措置状況	<p>1 講じた措置の内容及び時期 引き続き、各事件の処理に当たって、十全な事実関係の把握のための調査や打合せなどを行うとともに、判例や学説を調査・研究するなどして、裁判所の理解が得られるよう、主張立証に努める。また、これらをもって事件処理の迅速化に努める。</p> <p>2 今後の予定 特になし。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
備 考	